

地球環境にやさしい都市更新を支える持続可能な企業を目指すために、原料調達において遵守すべき事項を「サステナブル調達ガイドライン」と定めます。

1. コンプライアンスの遵守

- ① 事業活動に関わるすべてのコンプライアンスを遵守します。
- ② いかなる場合においても、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、金銭その他の経済的利益を提供しません。
- ③ 基本的人権を尊重し、多様性・人格・個性を認め、安全で働きやすい職場環境をつくります。

2. 公平・公正な取引の徹底

- ④ サプライヤーと、公正かつ透明な関係を築き、契約に基づいて適切な取引を行います。

3. 安全衛生の推進

- ⑤ 安全衛生管理体制を確立し、安全衛生管理計画の作成・実施・評価・改善を継続的に行い、労働災害・事故の防止に努めます。
- ⑥ 健康診断や安全衛生教育の実施等を通じて、安全衛生・健康に配慮した快適な職場環境づくりを促進します。

4. 品質の確保と向上

- ⑦ 品質マネジメントシステムに基づき、製品およびサービスを安定的に提供するとともに、品質の継続的な改善を図ります。

5. 地球環境問題への配慮

- ⑧ 環境マネジメントシステムに基づき、環境への影響を把握・評価し、目標を設定して継続的な改善に努めます。
- ⑨ 再生可能エネルギーの利用等により温室効果ガスの排出を削減し、脱炭素社会の実現に貢献します。
- ⑩ サプライチェーン全体で連携し、廃棄物の再資源化および製品化を促進して、資源循環の推進と環境負荷の低減を図ります。特定建設資材廃棄物については再資源化等率 100%達成を目指します。
- ⑪ 生物多様性に配慮し、保全活動に積極的に取り組みます。

6. 災害時における事業活動の継続

- ⑫ 事業継続計画（BCP）を策定し、異常な自然現象や災害発生時の被害拡大防止および早期復旧に取り組みます。
- ⑬ 「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けており、訓練等を定期的に実施して有効性を検証・改善し、有事の際のサプライチェーンを維持します。